

平成 28 年 11 月 18 日発行

## 年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、11月中に下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡もしくはご郵送頂きます様お願い致します。

### 【控除証明書等】

- 生命保険料 控除証明書
  - 個人年金保険料 控除証明書
  - 介護医療保険料 控除証明書
  - 地震（損害）保険料 控除証明書
  - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
  - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
  - 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
  - 国民健康保険料
  - 後期高齢者医療保険料
  - 介護保険料
- 本年中の支払額をご連絡ください。  
メモ又は納付書等の写しで結構です。

### 【中途就職者がおられる場合】

- 前職分の平成28年分源泉徴収票

### 【変更の有無】

- 扶養親族の増減
  - 住所変更
- 該当する際は、その旨ご連絡ください。  
メモで結構です。

昨年電子申告にて合計表を提出している場合は、税務署から送られてくる書類の中に合計表の用紙は入っていません。

### 【マイナンバーについてのお願い】

平成 28 年分から税務関係書類にマイナンバーの記載が必要となります。  
コピーを訪問時や来訪時に回収させていただきますので、マイナンバーの提出がまだの方は、速やかに担当者までご連絡下さい。

※通知カード若しくは個人番号カードの現物の郵送はお控えください。

## マイナンバーの収集方法について

マイナンバーを取得する際は、本人確認が必要です。本人確認とは、正しい番号であることの確認（番号確認）とマイナンバーを提出した人が本人であることの確認（身元確認）が必要とされています。

本人確認は、原則として、下記のいずれかの方法で行います。

- ① 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- ② 通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
- ③ 個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

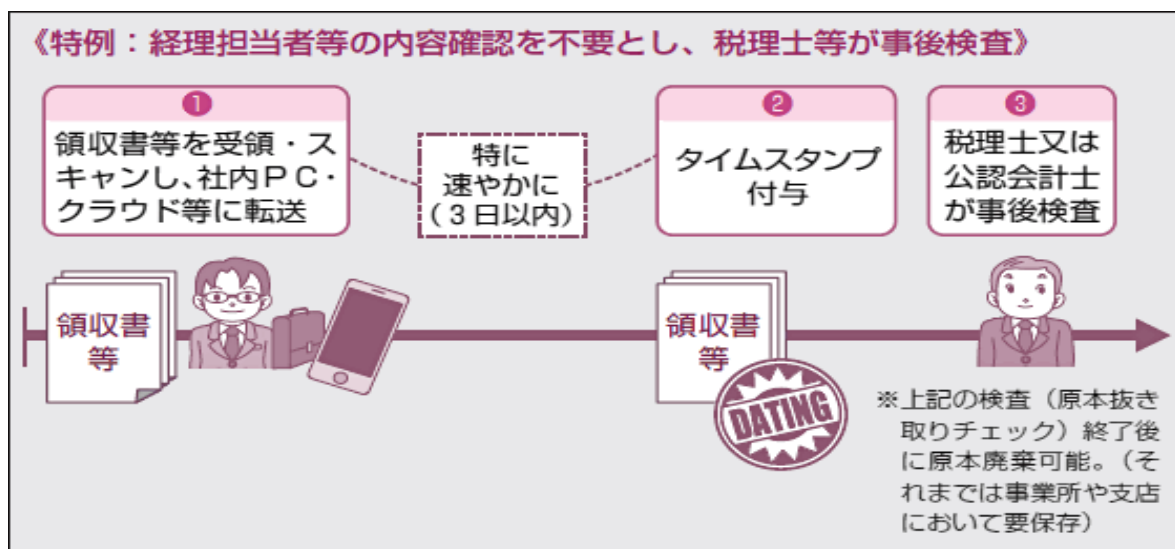
但し、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できる場合は、身元確認のための書類の提示は不要とすることも認められています。

また、従業員の扶養家族については、従業員が事業主に対しその扶養家族のマイナンバーの提供を行うこととされているため、従業員は個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行う必要があります。この場合、事業主が従業員の扶養家族の本人確認を行う必要はありません。

## デジカメ・スマホの撮影でもスキャナ保存が可能に

平成 28 年度の税制改正により、電子帳簿保存法におけるスキャナを利用して電子化したデータによる保存（スキャナ保存）の要件が大幅に緩和されました。この改正により、現行ではスキャナについて原稿台一体型に限られていましたが、2017 年 1 月 1 日からは、スマホやデジカメで領収証等を読み取り、保存することが可能となりました。スキャナ保存を導入する場合は、スキャナ保存を開始する日の 3 カ月前までに、所定の申請書と必要な添付書類を所轄税務署長へ提出しなければなりません。

### 小規模事業者の特例のケース



※小規模事業者とは『従業員の数が 20 人以下（一定の事業については 5 人以下）の事業者』を言います。

スキャナ保存の要件は、解像度や社内のチェック体制など細かく規定されています。制度の導入によりペーパーレス化が進み、帳簿書類保存のコスト削減が期待されています。詳しくは担当者にお尋ねください。